

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－総理府、  
運輸省、海上保安庁他－(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391</a>

沖繩事務所(証券、通貨、金融)



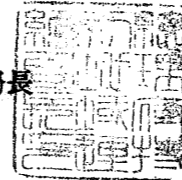
アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

総特第3748号

昭和44年11月6日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



沖縄における証券界の事情及びIOS証券会社に  
ついて

標記に関し、日本政府沖縄事務所長から別添写のとおり報告  
があつたので回報するにつき、参考に供されたい。

要加印  
渉外  
漁業  
航空  
科学協力  
連絡  
その他  
庶務



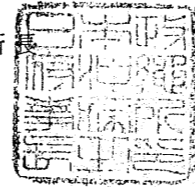
総 理 府

総沖第3259号

昭和44年10月25日

総理府特別地域連絡局長 殿

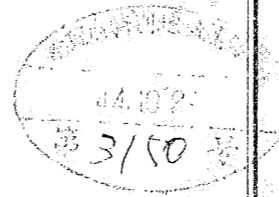
日本政府沖縄事務所



沖縄における証券界の事情

沖縄における証券界の事情について、当事務所山口調査官が別紙のとおり調査報告をまとめたので、執務上の参考にされたい。

外務大臣および大蔵大臣に回送されたい。



沖縄における証券界の事情

沖縄における証券業者は、証券取引法第24条により登録制度となつてゐるが、現在登録されて証券業を営んでいるものは下記の通りである。

社名	従業員数	資本金	設立年月
① 沖縄証券(株)	12	17,000円	1960年 6月
② 大宝証券(株)	7	40,000	1961年11月
③ 琉球証券(株)	4	18,000	1961年11月
④ 国際証券(株)	30名前後	15,000	1969年 9月

沖縄には職前は証券会社がなく、本土会社の支店も存しなかつた。従つて株式等の証券の取引は、顧客の個人が本土証券会社と直接行なつていた。現在は上記四社が存しているが今なお本土証券会社と直接取引を行なつてゐる者がある模様である。

1 従来の取引の事情

上記四証券会社のうち、国際証券を除き、三証券会社は1960～61年に本土における株式ブームをあてこんで設立されたものであるが、これら証券会社に対しては、沖縄における銀行、保険、信託等の民間金融機関は資本的にあるいは人的に何ら関与してゐない。以前に特に経験を有してゐない者が個人的に株式を募集し、

自力で会社を設立したという色彩が強い。

沖縄では、現在でも株式投資は、その道の専門家しか手を出してはいけない一種の投機と考えられており、素人の資産家等は一般的に敬遠する傾向がある。また、沖縄では1960～61年に本土の株式ブームの余波をうけて証券取引が盛んになつたが、その直後に1962年以降の不況期に遭遇したため、多くもない投資家がかなりの損失を蒙り、また、沖縄銀行等若干の金融機関が地元証券会社を通じて試みた株式投資も痛手をうけた。

そのため、1962年以降金融機関は、個々の顧客との関係から自己の営業上取引した株式等を除き一般投資資産としては殆んど株式を保有してゐないといつても過言ではない。

2 現在における取引事情

沖縄には、株式および公社債の発行市場も流通市場も存在しない。のみならず、証券会社の流通機能として店頭売買すら行なつておらず、顧客の売り又は買い申込みを受けた後、会社の営業マンが飛び歩いて相手方を探し求めて売買契約を成立せしめてゐるのが実情である。沖縄証券および琉球証券は委託売買のみを行なうに止つてゐるが、大宝証券は資本金が大きいので自己売買をも行なつてゐる。取扱ひ数量が少いため、前二者は赤字であり、後者は黒字を計上しており、自己売買では差益が大きいのが、ブローカー業務による手数料

料取入は2%にすぎないので、うま味は少ないといわれている。  
 現在取引している株式のうち、本土株式を90%以上とり扱っており、地元企業の株式取扱いは非常に少ない状況である。  
 本土株式の取得および売却は、各証券会社が本土の提携会社を經由して行なっており、沖縄証券——新日本証券、琉球証券——大和証券、大室証券——日興証券といった提携関係となつている。

沖縄では一般大衆が株式投資をするということは殆んど行なわれていないようであるが、その理由としては、

- ① 手数料が沖縄および本土の經由証券会社に二重に徴取されること
- ② 株式、公社債に関する宣伝が殆んど行なわれていないこと
- ③ セールスの技術が非常に遅れていること
- ④ 本土情報が正確に把握できないこと（現実には、RBO放送を通じて野村証券の市況解説や時事フアックス等の情報手段を利用している）

などがあげられよう。

顧客層としては、沖縄の商人および米軍軍属が多いが、サラリーマン、主婦等の一般大衆投資家は殆んど存在しないといつてよい位である。

### 3 法人の種類別構成

沖縄における法人の産業活動は活発であるが、資本調達および組織形成の過程は、個人的関係を基礎にした場合が非常に多い。このことは下記の法人の組織種類別分布をとつてみれば同族的、血縁的な関係によるものが如何に強いかをうかがうことができる。

総法人数	2200	100.0%
株式会社	667	30.3%
合資会社	1120	60.0%
合名会社	366	16.6%
有限会社	22	2.2%

### 4 沖縄における直接金融

沖縄では証券の発行、流通の両市場は存しない。企業は、社債発行を全然行わず、株式募集は縁故に頼っている。沖縄においても本土と同様に、銀行等による間接金融が発達しているので、直接金融の比重は極めて小さくなつている。

琉球政府立法により、沖縄の企業は、資本金5万ドル以上の場合には有価証券報告書を提出しなければならないことになつている。

1968年6月現在、沖縄では資本金5万～10万ドルまでの法人が18社、10万ドル以上の法人が68社あり、合計86社となつ

ているが、これら企業の自己資本比率は89.0%にすぎず、他は全て金融機関からの借入金となつている。

沖縄の企業は、中小企業が大半であるが開業的な合資会社や合名会社が多く、株式会社は比較的少ない。株券は一冊単位のものが多い。圧倒的に多く、沖縄で株式消化の進まない理由の一つは、本土に比し一人当たり所得水準や富の蓄積が低位であるにもかかわらず、単位額面金額が本土の7倍(360円+50円=7.2倍)となつていることが業界側から指摘されている。

沖縄における商取引を規制する法規は、本土における昭和41年改正後の新商法を殆んどそのまま踏襲した制度となつている。現在、沖縄における株式会社数は1968年6月で667社にのぼり、そのうち資本金10万ドル以上の法人については、証券取引法に基き、公認会計士の監査が必要であるとされているが、現在沖縄には公認会計士が15名おり、国籍別には沖縄4名、その他本土、米國、比國などとなつている。

#### 5 沖縄の証券税制

沖縄において、配当所得は20%の源泉徴収税が徴収された後、個人所得税として総合課税される建前となつている。個人所得税を賦課する段階で、受取配当額の20%部分は税額控除が行なわれる。これは本土の場合と同様法人増定制説に基く制度であると

いえよう。

#### 課税例

個人給与所得 100

配当所得 100 20は源泉徴収

個人総合所得=100+100=200

200に対する総合課税税額を仮に80とすると、申告による

納付税額は、80-20(税額控除100×20%)=20(

源泉徴収税率)=40となる。

沖縄では、法人課税の段階で配当軽減措置はとられておらず、又、数年前の本土の制度と同様の受取配当益金不算入制度を採用している。

ちなみに、法人税率は、下記のとおりとなつている。

資本金20万ドル以上法人に対しては一率37%

資本金20万ドル未満法人	所得8000ドルまで	30%
	所得8000ドルをこえる部分	37%

なお、参考のために沖縄における利子所得課税についてふれると、利子所得は、源泉分離課税が原則となつており、預金契約期間が1年以上の貯蓄性預金については10%、契約期間1年未満のものについては5%の源泉徴収税率となつており、さらに、協同組合等零細金融機関の預金の利子には課税がされないこととなつている。

## 6 最近の証券行政

前述のように沖縄では、証券業は登録制となつているが、最近、I.O.S ( Investors Overseas Services スイス系の証券会社 ) が不当な取引行為の結果、その登録を取消されるといふ事態が生じた ( 1969年1月 ) ので、関係者から登録制度の下では、円滑な証券取引が確保され難いとの意見が生じ、既に現行証券取引法を改正し、免許制にしようとして改正法案が立法院に提案されているが、この法案は前の立法院議会で廃案となつている。

証券業者に対する米国民政府の直接、間接の規制は殆んど行なわれておらず、金融検査庁としては、2~3年に1回検査を行なつているのみである。

## 7 本土復帰と証券業界

証券業界は、本土復帰が実現すれば業界として次のようなメリットがえられると考えている。

- ① 現在本土株式を購入する場合、外人株の買付制限 ( 全株式の20% ) が沖縄にも適用され、ソニー、松下といった優良銘柄は、殆んど買うことができないが、この買付制限が撤廃されれば、営業上プラスとなること
- ② 顧客の中に信用取引の希望者が多いにもかかわらず、現在沖

縄では証券金融未発達のため信用取引ができないが、これが可能となること

- ③ 沖縄の住民には、本土で働きその結果蓄えた資金、リベート、流出円などの源泉によつて円預金を有している者が多いが、これらの円資金による株式投資が現在では行なえないが、復帰すれば、これが可能となること

- ④ 沖縄の証券税制は、配当所得については現在、本土に比し負担が重く、又、利子所得に比し相対的に厳しくなつていたので、復帰後、本土税制の下では株式購入の意欲がますます考えられること

- ⑤ 沖縄では、株式や公社債投資が一般に健全な投資と認識されていないが、本土の証券会社によるPRおよび販売技術等により、一般大衆に対し、直接投資を啓発することができると考えられること

こうしたメリットが考えられる反面、次のような不安感をもつていることも事実である。

- ① 証券取引場が沖縄に存しない以上、沖縄の証券業者は本土における非会員業者的存在を余儀なくされるが、現行の取扱い量では、証券取引所からの割戻し手数料 ( 20% ) だけでは、経営を維持していくことは困難であること
- ② 何らかの特別措置をとらずに本土行政下に移行すれば、本土証



券会社の下に系列化されてしまうのは必至であると考えられること

- ⑤ 復帰が近づくにつれて、企業間格差、競争力の欠如等を心配し、地場企業の株式は大量に売りに出ているが、買手が殆んどいない有様で、価格は低迷しているが、これは復帰が実現されればさらに深刻となる恐れがあること

最後に、最近の動きをみると

本土証券会社でも既に沖縄市場に着目して、野村証券（株）および新日本証券（株）が数度にわたり来沖し、調査を行なっているが、地元の関係者は、本土証券の進出を歓迎こそすれ、忌避する傾向はないような発言。

参考資料

沖繩証券業者の業務状況

社名	沖繩証券株式会社		薩摩証券株式会社		大宝証券株式会社	
	1968年	1969年	1968年	1969年	1968年	1969年
社長	真栄城 玄松		長田 義丸		波平 仁吉	
有価証券売買(取扱高)	(\$1,465,935)	(\$1,854,298)	(\$290,719)	(\$274,141)	(\$1,422,712)	(\$2,126,100)
地元証券	294,717	326,194	214,229	103,255	209,547	155,266
本土 "	1,171,218	1,528,104	75,489	170,873	613,165	1,940,134
株主勘定						
資本金	17,000		15,000		40,000	
法定積立金	400				700	
繰越欠損金	8,091		7,329			
当期利益金	5,899		1,710		11,640	
計	\$13,208		\$9,381		\$52,340	

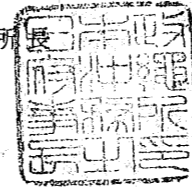
注 1 1969年7月に国際証券株式会社は登録され業務を開始した。資本金15,000  
 2 会計期間 10月1日→9月30日

総沖第3260号

昭和44年10月25日

総理府特別地域連絡局長 殿

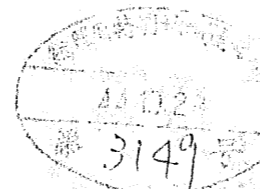
日本政府沖縄事務所長



I O S 証券会社について

沖縄において証券業を営んでいたI O S 証券会社について、  
当事務所山口調査官が調査報告をまとめたので執務上の参考と  
されたい。

外務大臣および大蔵大臣に回送されたい。



日 本 政 府

## I.O.S証券会社について

### 1 従来の経緯について

I.O.S(証券)(INVESTORS OVERSEAS SERVICES)は1965年7月10日に地元の沖縄証券株式会社I.O.S代理店として登録され、同月13日に業務を開始した。同代理店は1966年5月に沖縄証券の定例検査の結果、I.O.S代理店とは名ばかりで、沖縄証券とは全々関係なく、直接I.O.S社の業務がなされていたので、琉球政府により沖縄証券に対し、名義貸しであると判断し、代理店の解約が命ぜられた。その結果I.O.S代理店は1966年6月に代理店の登録が取り消された。

(注) 沖縄においては、高等弁務官布令第11号(琉球列島における外国人の投資)によつて外資の規制がなされているが、第二条B項「取引についての注文取り及び保険、証券及び琉球と外国間の国際収支を構成するその他の貿易外品目を含むサービス」は、行政主席の事前許可の必要なしに行なうことができるとされている。I.O.S証券会社は、1967年通商第38号文書により当該条項に基づき外資法の許可なくして営業を開始した。

1967年4月に外資導入免許を受ける必要なくして証取法に基づき証券業者として登録され、同月より業務が開始された。(注)

1967年5月に証取法第53条に基づき他の証券会社と同様に投資者保護に必要な報告及び資料の提出が命ぜられ、同命令が履行されなかつたので1967年7月に警告書が発せられた。さらに1967年12月に代表者を金検庁に出頭せしめ同命令を履行するよう警告書署名せしめたが、警告書のとおり履行されなかつたので、1968年2月に証取法第58条に基づき代表者が審問され、その結果6ヶ月間の営業停止処分がなされた。(1968年3月より同年9月) 処分理由

- 1 証取法第58条(報告又は資料の提出命令)違反
- 2 同法の証券業者等に関する規則第32条(業務に関する書類の作成)違反

1968年9月によりやく報告又は資料の提出がなされたが、同報告書は内容に疑問が多く、信憑性に欠ける旨通達し、同報告書を1968年10月末までに訂正し報告するよう命ぜられたが期限内に提出されなかつた。

1968年11月に訂正した報告及び資料の提出がなされた。同報告書に基づき同社の業務を調査した結果は前回の命令で指摘された事項中一部を除いては全々改められていなかつた。従つて報告は不受理

となり、第2回目の審問が1969年1月に行なわれた。その結果  
琉球政府としては投資者保護の見地から容認できない状態となり、  
同社の営業登録取消の処分を行なった。

#### 処分理由

- 1 証券法第53条に基づく報告又は資料提出命令違反
  - 2 同法第55条(有価証券外務員の届出)違反
- 3 報告及び資料の作成状況

I.O.Sの琉球政府金融検査庁に対する報告および資料の作成状況  
は、提出された月報を事実と突合した結果検討されたが、金融検査  
庁の判断では内容に疑問多く、信憑性がなく受理できないという判  
断であった。

例えば、販売費については各経費とも過大に記載されており、手数料  
収入などは過少に計上されており、その他証券業を営む上に当然  
必要な帳簿書類についても記載内容があいまいで、かつ作成してい  
ないものもあるという状態であった。

#### 3 I.O.S証券会社の営業状況

沖縄におけるI.O.S証券会社は、スイスに本部をもつInvestors  
Overseas Servicesの子会社であるが、その直接の子会社で  
はなく、世界各国に設立された会社の一つであるパナマ法人(一説  
によるとパナマ法人ともいわれる)の子会社であるといわれている。

この法人はI.O.Sのアンダー・ライターであるが、取扱の商品は、  
F.O.F(Fund of Funds-カナダ法人の投資信託)、I.I.T(  
International Investment Trust-ルクセンブルグ  
法人の投資信託)あるいはV.F.I(Venture Fund Interna-  
tional-カナダ法人の投資信託)などを取り扱っているといわ  
れ、沖縄においてもI.O.S証券会社はこれら投資信託を取り扱い販  
売していた。上記の投資信託は全て外国にあるI.O.S系のものであ  
るが、しかし、沖縄において契約者が契約を締結するのは全て沖縄  
のI.O.S証券会社であったため、そこに一つの問題があると金融検  
査庁では指摘している。

1967年登録時においては、セールスマンが129名も登録され、  
1人当りの月平均手数料収入も100~1500ドルという極めて  
巾のあるものとなっていた。

I.O.Sの販売する商品は極めて手数料が高く(平均8%程度)しか  
も、10年以上の長期投資であつて、契約後に早期に解約すると、  
支払った元本さえも返済されないという方式になつているのが特徴  
的である。しかし、このことは契約者が承知で契約していることな  
ので、法律上は何ら問題にはならないとされている。

非常に不思議に思われるのは、契約期間満了時には元本が3~4倍  
となつて戻つてくるといふれこみで勧誘されており、こうした趣

旨と見まがうパンフレットを各問にくばつて投資家を募集していることである。一説によると約4000人の契約者が300万ドル既に払込んだといわれているが、現在までのところ、途中で解約して元本すら戻つてこなかつた人はあつても、期間が経過してないこともあり、宣伝通りの利益の分配にあづかつた者もいないといわれている。

#### 4 I O S 証券の法的性格

I O S 系会社の投資信託に加入した際に発行される受益証券は、その法的性格が問題となつている。

本土で行なわれている投資信託は契約型であり、証券会社と投資信託会社とは信託契約を締結しているが、顧客は証券会社との間に受益証券を購入することになつており、当該受益証券は有価証券として取り扱われているように思料されるが、I O S 証券の場合には、第三者に契約者から直接譲渡することが不可能であり、解約して対価を求める以外に換価の方法はないことになつている。従つて、契約者が受領した証券は有価証券なのか、単なる契約書なのか、法的な性格があいまいであつて、金融検査庁においてこの点を検討中であると伝えられている。

#### 5 国際証券(株)の設立

1969年1月にI O S 証券の登録取消しが行なわれた後、従業

員の残党が1969年7月に新たに国際証券株式会社を設立した。現在従業員は50名程度で毎月約50,000ドル程度の新規約を締結していると噂されているが、確証はない。金融検査庁ではI O S 証券と同様な営業活動を行なうのは極めて好しくないとして、行政腕得で断念させようとしたが成功せず、国際証券は現在P O F、I I F、U F I を従業員と同様に販売している。金融検査庁としては、もうしばらく営業活動を続けさせた後、検査を行ない非違事項があれば処置する予定である。

#### 6 I O S の提起する問題

I O S は沖縄の金融界にいろいろな問題をなげかけたといえる。

① I O S に住民の投下した資金はどこへ行つたのか。I O S へ払込まれた資金は既にスイスに送金されたといわれているが、沖縄では、アメリカ合衆国と同様為替管理が行なわれていないので、事実を把握することができない。

② 沖縄経済界としては、地場産業を育成する見地から地元への投資は積極的に誘引しなければならないと考えているが、I O S 等により資本流出に一層拍車がかけられているということである。既に沖縄住民の中には、アメリカのカリフォルニア、ハワイ、本土などの土地に相当額の投資をしているといわれているが、こうした傾向に、ドル投資が追加されることは沖縄経済全体としては

好ましからざる現象と考えられざるをえないことである。

③ 既存の金融業者、特に証券業者の圧迫となつていること。さらに、元本が3～4倍になつて戻つてくるといふ説明やパンフレットの真偽の程が明らかでなく、誇大広告あるいは不当営業の恐れが多分に濃厚であるということである。

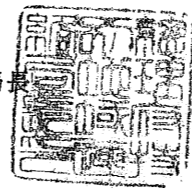
最後に指摘しておきたいことは、IOS関係の沖縄向けパンフレット等は日本本土で印刷され、準備されたといわれており、本土への営業開始の懸念がもたれているという点である。

アメリカ局長  
参事  
北米第一課長

65200-  
3/11/45  
総特第201号  
昭和45年2月5日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



沖縄の通貨、金融問題等について  
標記に関し、日本政府沖縄事務所長から別添写のとおり報告  
があつたので回報するから参考に供されたい。

外務省  
総務課  
調査課  
調査係  
力大  
局庶務



総 理 府



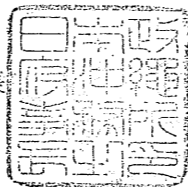
極 秘

総沖第 143 号

昭和 45 年 1 月 14 日

総理府特別地域連絡局長 殿

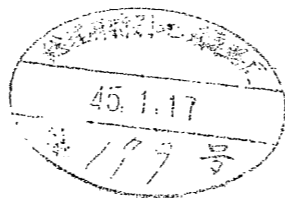
日本政府沖縄事務所長



沖縄の通貨・金融問題等について

将来における沖縄の通貨・金融問題につき、当事務所山口調査官が下記の如く調査をとりまとめたので、執務上の参考に供されたい。

なお、本件は大蔵省および外務省に回送されたい。



日 本 政 府

極 秘

沖縄の通貨・金融問題等について

- 1 沖縄における通貨切替えの背景
- 2 通貨切替えをめぐる不安
- 3 沖縄における外貨取引の実際
- 4 通貨交換に関する予備的考察
- 5 通貨交換に伴う諸問題
- 6 金融上の政策的諸問題
- 7 琉球銀行の処置に関する米国民政府の見解

金額  
沖縄の通貨問題等について

1 沖縄における通貨切替の背景

日米共同声明によつて、沖縄の日本復帰が1972年中に行なわれることが確定した。このことは、沖縄の現地では72年中にドルから円への切替えが行なわれることが必至であると受けとられている。沖縄では戦後過去4回にわたり通貨切替えを経験しているが、これらの切替えは次のような特徴をもつていたといえる。

- ① 日本、アメリカ、東南アジア諸国等との対外経済取引は殆んど存しない地域内での切替えであり、従つて、閉鎖地域での米軍を含めた自給自足経済内の通貨切替えであつた。(閉鎖地域内での切替え)
- ② 切替えの対象となつた旧通貨がそれぞれ旧円、新円およびB型軍票であつたが、旧円および新円は日本との経済交流を断たれ購買力の裏付けのない貨幣であつたのに対し、B円は、米軍の軍事政策による強制通用券であるという性格を有していたが、いずれにして、経済的実質裏付けのない通貨を廃棄することを目的としていた。(購買力のない通貨の切替え)
- ③ 従来の切替えは第一次1945年4月、第二次1946年8月、第三次1949年7月および第四次1958年9月～11月の四段階で行なわれたが、これらの段階はいずれも沖縄経済の水

準がかなり低く、個人や企業の財産あるいは資産の金額自体が微々たるものであつた段階での切替えであり、したがつて、資産選択の余地が非常に少なかつたといえる。(資産選択の余地なき切替え)

以上の四回にわたる通貨切替の過程を経て、現在沖縄に流通している通貨は、周知の如く合衆国ドル通貨であるが、これを1972年中のいずれかの時点において円に切替える際には次のような基本的性格が、過去の切替えと対照して浮び上つてくる。

- (1) 現在の沖縄は、日本、アメリカ、東南アジア諸国との密接な経済取引を有し、こうした開放経済社会において、通貨切替えが行なわれなければならない。(開放経済における切替え)
- (2) 切替えの対象となる通貨が、アメリカ合衆国ドルという世界最大の交換可能性と流通性を有する国際通貨であること(国際経済的背景をもつ通貨の切替え)
- (3) 現在の沖縄の経済水準は、かなりの程度に達し、企業の資本蓄積や生産性はやや低水準に停滞しているが、個人の所得水準や所有資産は相当の水準にあるので、(1人当り国民所得は鹿児島県以上)資産選択の余地が通貨交換の際に生じること(資産選択の自由な切替え)  
過去の通貨切替えと比較した上記の対称事由の外に、次の三点が特に付加されよう。

(4) 沖縄では、他国に類例をみないほど貿易の制限、資本の流出  
入制限および為替の諸制限等の措置がとられていないこと、し  
たがつて、殆んど完全な自由経済下での通貨交換を行なうこと  
となる。(自由経済下での切替え)

(5) 西欧諸国をはじめとして、ドル又は円の国際的評価が動揺し  
つつある段階における通貨切替えであること(通貨不安を背景  
とした切替え)

(6) 日本復帰が近づくと共に沖縄では軍用費の大量削減、軍事  
基地の縮小、日本経済への輸入が行なわれることは必至であり、  
このうち一部の事実は既に起りつつあるが、今後こうした方向  
が一段激化し、復帰不安即ち有効需要の減少、失業の発生、本  
土商品および企業への流入による企業不振などの起ることが、真  
刻に危惧されている。こうした経済不安、経済の激動期に通貨  
切替えを実施する必要に迫られること(経済不安の中での切替  
え)

## 2 通貨切替えをめぐる不安

こうした事情から、沖縄では次のように通貨不安の起る可能性  
が考えられる。

### 住民側の不安

① 現在のIMFバリエイである1\$=360円というレートで

ドルを円に交換してもらえるとという保証がないこと

② 仮に円に交換した場合、為替管理、対外投資、持出し規制、  
輸入制限などが行政的に敷かれることにより、通貨の対外的な自  
由な使用が現在のドルよりも大巾に制約されること

### 金融当局の不安

① 現在沖縄のドルは、米軍の直接支出、外国銀行との取引および  
琉球銀行経由の米軍支出将校との取引の三つの系路によつてドル  
現金が沖縄に供給されているが、このうち、前者のルートはベト  
ナム側の縮小傾向と共に減少傾向に向うものと予測せざるをえず、  
後二者についても、相手方からの現金供与が受けられなければ直  
ちに沖縄経済へのドル通貨供給ルートが断たれるという不安定な  
事情にあることから、万一の場合どのようにして沖縄経済と金融  
の安定性を保証しうるのかが問題となる。一即ちドル通貨供給  
の確実なルートを設定しておく必要があること

② 住民が通貨不安、ドルの退蔵、預金引出し等の思惑や行為に走  
らないようにするにはどのような具体的方法により住民に心理的  
な安心感と保証を与えうるか、ということ

以上のべた住民側および金融当局の心配は現段階においては、根  
拠のないものと思われるが、杞憂として一笑すべきではなく、こう  
した事態に陥つた場合においてもなお万全<sup>①</sup>な対策を前以て準備してお

くことこそ肝要であると考えられる。

3 沖縄における外貨取引の実情

沖縄において、外貨主として日本円は、合法的ルートのみならず非合法的ルートにおいても取引されているが、その実情は次のとおりである。

(1) 為替銀行による取引（合法ルート）

琉球銀行、沖縄銀行、中央相互銀行および南陽相互銀行等の為替銀行は、円の売買を行なっている。この場合、沖縄では、日本のように裁定相場が存しないので、各銀行の円の持高や引き合いの実情に応じてレートが適宜定められている模様である。

したがって、レートは銀行間において異なるのは勿論であるが、極端な場合には同一銀行の支店間においても異なるレートという現象がみられる。

例えば、琉球銀行では現在円の売レートの1\$=365、買レートの1\$=379円であるのに対し、沖縄銀行では売レートが1\$=370円～375円買レートの1\$=380円以上となっており、さらに沖縄銀行では支店毎にレートが若干異なっている。ただし、支店毎にレートが異なるのは本店の定めたレートが支店に示達されるのに若干の遅延があるからではないかと思われる。

日円対米交換レート（1968年3月～4月）

銀行名	買レート	売レート
琉球銀行	68/3 1:385	1:371
沖縄銀行	68/3 1:380	1:370
中央相互銀行	68/4 1:400	1:380
南陽相互銀行	68/3 1:385	1:371
	(387.5)	(373)

なお、為替銀行の円買いは1人2万円までとなっており、これは日本の旅客の円持出し高に対応させた措置となっており、そのため、為替銀行には円の残高が少いので沖縄から本土へ旅行する場合には必要な円が仲々調達できない有様であり、各銀行の支店に円の売予約申込帳が備付けてある場合が多く、預金取引のある顧客を優先的に扱っているもようである。こうした点をとらえて「沖縄では円不足」とあるという声もきかれるが、円レートがいつこうに上昇しない所をみると、これは合法ルート即ち銀行のみに円が不足しているという事実を示すだけであるように思われる。

(2) 観光旅館および土産品店における円買取り（非合法ルート）

日本円を所持する観光客等が手持ち円で対価を支払うことがかなり行なわれており、一般に日円10,000円に対する値相場の形を

とつている。

最近6ヶ月間の相場では、

¥10,000= \$27.50~26.50で\$27.00をこす場合は稀である。  
¥(363.64) (¥377.36) ¥(370.37)

注( )は1\$に対する相場に換算したもの。

これらの観光旅館およびお土産品店等の集めた円をドルに替えるブローカーが約20名程あり、話し合いで共通の相場を維持している模様である。

こうしたルートで現在円安レートに乗じ円の買集めをやつている気配は感じられていない。

何故ならば、円の買相場が安定化した事実は見当たらないからである。

(3) 街頭における円売買 (GREY MARKET 非合法ルート)

・那覇市の国際通りに近接した所に「平和通り」という街頭があり、路上で通行人を引き止め、おばさん達が円の売買を日常業務として行なつている。

1969年10月中旬の調査によると、円の買相場は、

1\$=370円であり、1000ドル以上まとまつた取引に対しては1\$=368円程度までレートを割り引いている。他方円の売相場は1\$=360円となつている。平和通りの売買業者

は約40名程度と推測されるが、売買規模としては、仲間同士の共同売買により10,000ドル程度までは即日現金取引が可能である。しかし、特定の金融機関等が背後に存するとは考えられていない。このルートによるレートの動きをみても将来の円相場を見込んだ円買付けの気配は見当たらない。

以上からわかるように、非合法ルートの方が合法ルートよりも円高の傾向にあり、従つて合法ルートである銀行としても円が顧客への注文に応じ切れないため、差益を固定したまま円の買レートおよび売レートを平行的に若干引き上げること考案している模様である。

沖縄においては、日本への旅行者が沖縄で円資金の調達をする傾向が強いが、このことは東京や羽田でのレートが1\$=355円~360円と最近とみに円高になつていることとも併せて考慮されなければならないと考えられる。また沖縄に円が出廻つているのは旅行者にドルの持出し制限があるため、やむをえず円を売り叩いて観光費用にあてるといった傾向を物語つている。

なお、沖縄では10~11月の秋口に本土からの観光客の落ち円が豊富になるため円レートが下り、逆に3~4月の就職、進学期には本土への沖縄人の旅行が集中するので円需要が盛んとなり円レートが上昇するという季節的変動をくり返しているといわれ

ている。

#### 4 通貨交換に関する予備的考察

通貨交換に關しては、前述のように住民にとり次の諸点が不安の源泉と考えられる。

(1) 円の切上げによる VALUE LOSS の発生

(2) ドルの自由な交換性から円の不自由な交換性への転換

特に(2)に關する不安は在沖外人がよく口にする所であり、既に琉球銀行や沖縄銀行から預金を引き出して B.O.A や A.M.E.I の沖繩支店に口座を振り替える者がみられるのはこのためである。

更に沖繩の人にとっては、ドル—円切替えの際<sup>は</sup>是非 360 円で交換してもらいたいという願望は極めて強い。こうした事情を背景にカルフォルニアやハワイの土地購入、日本本土の土地購入、円預金(他人名義)さらにスイスやアメリカへの証券投資などが若干見られるに至っている。これらは、自由な交換性を意識した行為であると同時に元本の値上り等による利潤追求動機による所も大きいと考えられる。

他方金融機関側としては、日本銀行の支店設置を強く望んでいるが、その理由は米軍支出、外國銀行、米軍支出将校などのドル現金供給ルートに支障が生じた場合の万一の保障を日銀のドル供給力に求めようとするものである。

現在の沖繩の金融機関の現金準備は総預金の 5% にも満たない。

このことは、琉球銀行についてみても 1 億 6000 万ドルの総預金に対し 700 万ドルの現金しかもたず、銀行四行(琉球銀行、沖縄銀行、中央相互銀行、南陽相互銀行)(預金 3 億 5000 万ドル)や金融機関十二機関(総預金約 5 億ドル)についても同様である。従つて、現在ドル通貨の最大の供給は、琉銀を通じ米軍の FUNDING OFFICER に現金供給の予約を求めておくことである。しかしこのルートでも、住民の心理的動機による急激な預金の引出し等に対しては間に合わない可能性が多分にあり、現状においても FUNDING OFFICER との話し合いで支出時期や金額等については金融機関側の主張が必ずしもスムーズに買かれているとは限らない状態である。したがつて、万一の場合には日銀支店のドル通貨の供給に救助の途を求めようとするものである。一もつとも、必ずしも日銀の支店でなくともこの機能を果しうる機関ならば他の形態のものでも構わないというのが関係者の意向である。

こうした措置が必要かどうかは全て米側側の態度にかかつておりもし、沖繩経済が必要とする時期に必要な金額を米軍や外銀が供給することが可能であれば何ら心配のいらぬことである。従つて日本政府としては、米側のこの点に關する協力的態度を約束せしめるかしからざれば、何らかの応急のドル通貨供給の途を用意しておく

ことが必要である。同時に、現下においても必要なことは、円の  
切上げという可能性は72年中まではありえないこと、又はあり  
えたとしても1\$=560円という交換レートを保証することによ  
りVALUE LOSSの心配を除去するとともに、住民に対し日本  
における旅行者のドル持出し制の現状、輸入制限措置の見直しお  
よび対外投資の将来の緩和方向などを十分に説明徹底せしめる  
ことにより、実質的なUSAGE又はCONVERTIBILITYの制約  
の心配を除去することが必要である。次に、もし日銀支店等の機  
関を設置し、ドル供給体制をとる場合は、為替管理制度の敷設  
が問題となろう。何故なら通貨不安除去のため支出したドル通貨  
が沖縄外に流出することは日本政府にとつても黙視しがたい点と  
思われるからである。しかし、日本と異なり、自國通貨(ドル)  
が即座に海外のどの国においても交換可能性を有し、あるいは支  
払手段として容認されている以上この持出しを管理するといふこ  
とは大変な労力を要することになり、事実上不可能ではないかと  
考えられる。さらに、沖縄における預金は一口当たり平均約  
3~400ドル程度しかないで少くとも沖縄の庶民の間には資  
本の逃避は起りえないものとも考えられる。

このように考えてくると、通貨不安を生じさせないようにするに  
は住民への不安解消のためのPR活動と米側に対する協力要請が

現段階では最も重要なことではないかと考えられる。

### 5 通貨交換に伴う諸措置

沖縄の住民は、現在海外の不動産を取得したり、証券投資を行な  
つたりしているが、通貨切替後は特にI O S証券の継続投資をど  
のように取り扱いかなどの問題が生じよう。例えば、I O Sは、10  
年以上の継続投資なので、途中で解約することは契約者にとり大要  
な損失となるのでドル建ての支払いを継続することを認める必要があ  
らう。ただその場合に、どの程度の金額になるかを把握する必要が  
あるので、通貨切替の際に各契約者から申告させて実態を把握す  
るのが最良の方策であるように考えられる。他方契約期間の満了又  
は中途解約に伴う元本の受取りについては何らの特別措置を講ず  
る必要はないものと考えられる。

次に、沖縄における米国企業は、既得利益の保護を主張する反面、  
もし復帰後、沖縄から引き揚げる場合には企業および個人財産の処  
分代金のドル送金を認めるべきであるとの要求をばらばらしている  
が、日本国内と取扱の上異にする点があれば何らかの措置を検討す  
べきであろう。さらに、復帰後もこれらの企業が営業活動を継続し  
て行なっていく場合には原材料等の輸入、利潤、配当等のドル建て  
海外送金等につき或程度継続的に認める措置の検討が必要となろう。

### 6 金融上の政策的諸問題



沖縄は軍事基地の縮小、米軍雇用費の大量解雇を控え、有効需要水準の低下が憂えられており、今後の経済開発策が真剣に模索されている。こうした状況の下で現在沖縄の金融関係者の間でとりあげられているアイデアを次に紹介する。

#### (1) 円為替制度の導入

通貨不安は、経済不安が起らなければ起りようがないという認識の下に、日本本土との取引関係において復帰前に円為替の導入を図ることが考えられている。これは円貨に住民がなじむという効果と円資金による沖縄開発投資を促進せしめようとする BOOSTER 効果の二つを狙った措置である。

日本本土との関係では沖縄は大巾な輸入超過になつていながら単純にこの決済を円資金で賄ふことはとりもなおさず円為替を購入するためのドル資金の放出を意味することになるが、このアイデアはこの際日本から借款又は円投資を受け入れることによりドル通貨の日本への流出を防止し、円資金による金融或は投資を活発化させて、沖縄経済の有効需要の減少を補完させようとする構想である。

円資金の取入れについては、日本の輸銀、開銀、農中などからの融資という方式が考えられており、大蔵省としては、財政投融資の沖縄関係資金の設置およびその配分という問題に帰着す

ることになると考えられる。この場合、沖縄側にとって長期低利の開発資金であることが望ましいのはいうまでもない所である。

#### (2) 琉球現地円の創設

現在の沖縄法制の下では、米幣以外の通貨を「使用する目的をもつて」保持もしくは流通せしめることは高等弁務官布令で禁じられており、さらに琉球列島の対外決済は全て米を以て行ない他の通貨を決済手段として用いることはできないとされている。ただし、旅行者の持込む外貨であつて民政官の同意の下に琉球政府行政主席が認めるものについてはその売買が認められることになつている。

しかし、現地において沖縄住民がある程度の円貨を保持していることは事実であつて、円切上げの懸念や本土よりも交換レート有利な点に着目し、円を今後も保有しつづけることはほぼ疑のない所と考えられる。ここでいう琉球現地円構想とは、このような住民保有の日本円を特定の金融機関に対する預金として預けることを認め、当該金融機関はこれを本土へ送付し本土における円決済資金としての使用又は運用を認めようとするものである。

このことが資金不足に悩む沖縄経済にプラスの要因をもたらすことは自明であろう。要するに沖縄住民の手で保蔵され眠っている日本円を積極的に資金化し活用しようとする考え方である

(3) 復帰前における円経済への漸次的移行

本土為替市場で円の対米為高値が持続し、円切上げの風評が内外に流くなれば、復帰前においてドル 円交換の動きが住民の間で生ずることになる。

この場合前述のように非合衆ルートでの交換もありえようが、円マーケットが狭小なので、大量取引は不可能であり、むしろ本土への米現金の持出し又は送金等による流出が起ることになる。

こうした事態に至れば、①金融機関資金量の大巾な減少、②住民の投資意欲の減退、③失業、倒産の増大が起る可能性がある。これを防止するための手段としては、ドル対円の為行の交換レートを保証することが最も有効であるが、もしそのようなことが不可能であれば次の漸進的措置をとることが考えられる。

- (1) 円金貿易取引を米為金取引と平行して行なうこと
- (2) 沖縄に限り本土からの旅行者の円通貨持出し制限を緩和し、琉球の金融機関を通じての円の売買ルートを設定していくこと。
- (3) 本土の政府関係金融機関による円借款を許容し、生産設備等の決済資金として利用すること

7 琉球銀行の処理に関する米国民政府の見解

琉球銀行は、現在琉球経済における中央銀行的存在として、重要な役割を果しているが、この資本金額の51%が米国民政府の所有に属していることは周知の事実である。将来の琉銀株式の処置又は処分の如何はひとり琉銀のみならず金融界全体および沖縄経済に与える影響は少からざるものがあると考えられる。

この処置は、本来的には米国の在沖資産の処理問題の一環として今後における日米間の交渉にまたなければならないが、現地における米国民政府関係者の意向としては、次のような処置方針をもっている模様である。

- (1) 琉銀の株式の処置は、沖縄人にその売却を図る方針であること
- (2) 株式の優先買収権は次の順序で考慮されるべきこと
  - ① 琉銀の発展に寄与した琉銀従業員による取得
  - ② 既存の沖縄人株主の株式の買増し
  - ③ その他適当と認められるものによる取得

なお、この方針の決定についてはかつて、米国の連邦準備銀行(リッチモンド市在)の副MANであつたMR ARMISTEAD が昨年来島し、ワシントンに於て指授した所が大きい影響を与えていると示

(注 MR ARMISTEAD は1962年に高等弁務官のBANKING  
CONSULTANTとして沖縄に在任したことがあるといわれ  
ている。)

上記の基本方針に基づき、今後より具体的な計画が作成されるこ  
とになるう。

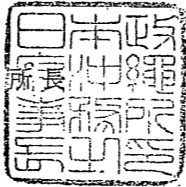


総沖第451号

昭和45年2月10日

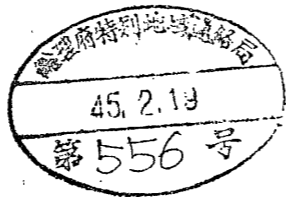
総理府特別地域連絡局長 殿

日本政府沖繩事務所長



沖繩における外国為替の取扱いについて

沖繩における外国為替の取扱いの現状及び復帰の際の問題点等につき、下記の如く調査をとりまとめたので執務上の参考に供されたい。なお、本件は大蔵省及び外務省に回送されたい。



沖縄における外国為替の取扱いについて

1 外国為替の取扱いの法制

沖縄においては、本土におけるような外国為替管理は行なわれていない。

沖縄における貿易に関する対外決済は、高等弁務官布令第12号「琉球列島における外国貿易」（1958年9月12日公布、適用9月16日）によつて定められている。

同布令第2項は「通貨」として次のように定めている。

「すべての対外商取引及びこれに伴う支払は、琉球列島に所在する公認金融機関を通じ、米合衆国幣によつてのみ行なわれる。但し、民政官によつて特に認可された他の通貨による取引についてはこの限りでない。」

これによると、貿易による対外決済は

- ① 琉球列島内の公認金融機関を通じて行なうこと
- ② 米ドルによつて行なうこと
- ③ 米ドル以外の通貨による場合は、民政官の特別の認可があること

とされている。

①の公認金融機関とは

- (イ) 琉球銀行（米国軍政府布令第1号、1948年5月4日、改

正琉球銀行条例第5条b(2)）

- (ロ) 銀行法によつて免許された銀行（銀行法、1954年10月29日立法第63号、同法第32条第1項第9、10号）
- (ハ) 相互銀行法によつて免許された相互銀行法、1953年10月26日立法第68号、同法第2条1項7、8号）

であつて、具体的には

- (イ) 琉球銀行
- (ロ) 沖縄銀行  
バンク・オブ・アメリカ  
アメリカン・エクスプレス
- (ハ) 中央相互銀行  
南陽相互銀行

以上の6行である。

それぞれの業務内容については、それぞれの根拠法によつて次のように定められている。

- (イ) 改正琉球銀行条例  
第5条b(2)「外国取引銀行関係の設定、信用状の発行等外国貿易に関する融資及び送金に従事し外国収支及びそれに関するすべての通常の銀行業務の準備をすること。」

- (ロ) 銀行法

第32条第1項第9号「信用状の発行その他通常外国貿易業務の融資に関する事業等外国貿易に関連する収支をすること。」

同第10号「外国送金の送受をすること。」

(注) 同法第32条第1項第2号の但し書は改正のミスで削除されるべきものである。

「第32条第1項第2号為替取引、但し、外国為替取引については、他の法令の規定により外国為替銀行として指定を受けた場合に限る。」

(イ) 相互銀行法

第2条第1項第7号「信用状の発行、その他通常外国貿易業務の融資にかかる事業等の外国貿易と関連する支払及び収納を行なうこと。」

同条8号「外国送金を行ない及びこれを収納すること。」

改正疏銀条例、銀行法、相銀法とて若干の表現の差がみられるが、実質的な業務の内容は全く同じである。特に改正疏銀条例にしか明記されていない「外国取引銀行関係の設定」についても、銀行、相銀においても当然外為業務を行なう為には包含されるべきであると考えられており、本土の都銀、地銀及び外国銀行といわゆるコルレス契約を結んでいる。従つて銀行はもとより相銀においても、本土の甲種為銀と同様の外為業務を行なっている。

②及び③により通貨は原則として米ドルとされ、米ドル以外の通貨による場合は民政官の特別の認可が必要であるが、実際上は他の通貨地域との取引も銀行間の契約で米ドルで受払されており、民政官の特別の認可を得た例はないようである。

なお、本土との貿易等に関する支払は特別に、「本土と南西諸島との貿易及び支払に関する覚書」(1952年10月1日、署名者、大蔵事務次官、通商産業事務次官、経済安定本部副長官、外国為替管理委員会事務局長 琉球政府商工局長)があり、原則として、「本土と南西諸島との間の輸出入等から生ずる支払は、アメリカ合衆国の通貨建てアメリカ合衆国通貨により行なうこととなつている。」

(注) 沖縄における米ドル以外の通貨としては、本土からの旅行者が持つてくる日本円(持ち出し額は1人2万円まで)が大部分である。

ただ船員等がボンドその他東南アジア通貨を持ち込むことがあるが、しつかりした相場のはたつものは外銀ですぐ購入してくれるが、他の東南アジア通貨は取り立ててから交換している。外銀は購入したボンド等は月に一度本店へ送金しているが、手持ちがあれば購入希望者に売却している。

日本円も本土からの旅行者のみに供給が制限されているが、

その取引の実情については、既報告「沖縄の通貨金融問題等について」参照。

(普通銀行、相互銀行の4行は日本円のみ取扱いかやつていない。)

2 外為取扱いの実情

前述したように、内外あわせて6行が外為業務を行なっているが、取扱い店舗数は次の通りである。

金融機関名		本支店総数(出張所)	うち 外為取扱い本支店数
普通銀行	琉球銀行	26 (14) <sup>B</sup>	26
	沖縄銀行	27 (4)	25
相互銀行	中央相互銀行	30 (7)	22
	南陽相互銀行	22 (4)	11
	小計	105 (29)	84
外国銀行	B O A	2	2
	A M E X	2	2
	小計	4	4
	総計	109 (29)	88

すべての支店で外為業務を行なっていないのは、法律上の制限によるものではなく、金融機関内部の事情で必要に応じて決めている。

(参考) 以上のほかに、米軍基地内において、軍専用として American Express Military Banking Facilities がある。これは財務省と独自の契約を結んで、米軍の主要基地内に設けられている。軍人、軍属のみを対象としており、業務は軍人、軍属の預金、貸出しを行なっており、米本国からの送金も行なっているようである。銀行法による規制は及ばないので、琉球政府の監督権限はない。沖縄ではスケラン、那覇空港、牧港兵站部、クエ、プラザ、ハンセン、シスワープ、トリイ、嘉手納の9基地に設けられている。

← 以上の金融機関の最近の外為取扱高は別表1の通りである。

これによると主体別には総取扱高のうち8割を普通銀行が占め、相銀、外銀で約1割ずつを占める。特に輸出入だけについてみると、普通銀行のウエイトは更に高くなる。そして外銀のウエイトは低下し5%程度である。一方貿易外についてみると普通のウエイトは輸出入関係よりも低く73%程度である。相銀は微々たるもので、そのかわり外銀のウエイトが20%を超える取扱いを行なっている。

相手先国別にみると普通銀行、相銀においては対日本が圧倒的に多い。



(参考) 1 普通銀行、相銀のコルレス契約先銀行数(現時点)

	本土銀行	外国銀行	計
琉球銀行	16	65	81
沖縄銀行	13	21	34
中央相互銀行	12	6	18
南陽相互銀行	7	2	9

(注) いずれも海外に支店をもっていない。

2 普通銀行、相互銀行別の取扱い高については別表  
2 参照。

3 復帰に際しての問題点

現在沖縄においては普通銀行、相銀の4行が本土の甲為と同様の外国為替業務を行なっていることは前述したが、本土においては甲為はごく限られた一部の都市銀行のみであり、これらの4行の外為業務をいかにするかが問題となる。

このほど、金融検査庁が一体化に関する琉球政府の意見の一環としてとりまとめた草案によれば、外為業務に関しては、

- ① 普通銀行について当分の間外為業務を継続させてもらいたい。
- ② 米軍基地等のドル地域が多いので普通銀行、相互銀行に両替業務を認めてもらいたい。

この2点が主たる要望事項である。

①について相互銀行を落しているのは、銀行側ではできれば継続してやっていきたいとの希望をもっているが、②本土の現行金融制度上から考えてそこまで要望するのは無理であること及び、③既にみたように相銀の外為業務の8割弱が対本土であるので内為業務にふりかえられ、残りの純粹の外為業務のウエイトは小さいので経営上はさして問題とはならないこと(もちろん外為取引に関連しての貸付もあり数%の減収はさけられない)等の理由による。

普通銀行については、④全業務に占める外為業務の比重が大きいこと及び、⑤沖縄において外為業務を営む地元銀行がなくなるとすれば貿易業者の手續等で非常に支障が生じること等により強く希望している。特に甲種、乙種については明確には表明されていないが、「従来通り外為業務の継続」ということは甲種を前提としていられる。(乙種となると非常に時間がかかりまた銀行自体に入る手数料も減少する。)また「当分の間」とされており暫定的な措置とされているが、真の気持ちは一行だけでも正式に(恒久的に)認めてもらいたい意向のようである。

(金融検査庁の意見はかなり弱い表現になつており、金融行政担当者として銀行間で差別をつけることはできないとの配慮が働いているものとみられる。一方銀行 side では、力の弱い銀行は外為の取扱いについて差をもうけられるのは銀行内の格差がますますつく

ので望ましくないと言っている。)

別表1

## 外国為替取扱高

(単位千ドル)

		受 取				支 払				総取扱高に おける ウエイト	
		輸 出	うち日本	貿易外	うち日本	輸 入	うち日本	貿易外	うち日本	ウエイト	うち対日本の ウエイト
1968年 (1~12月)	普通銀行	87,785	78,199	50,088	40,558	274,329	203,292	46,263	35,704	79.9%	62.3%
	相互銀行	3,849	3,333	2,041	966	45,512	36,445	2,976	1,955	9.4	7.4
	小 計	91,634	81,532	52,129	41,524	319,641	239,737	49,239	37,659	89.3	69.8
	外国銀行	3,961	2,151	17,326	44	27,550	10,500	12,411	642	10.7	2.3
	合 計	95,595	83,683	69,455	41,568	347,191	250,237	61,650	38,301	100.0	72.1
1969年 (1~11月)	普通銀行	91,865	83,582	97,937	54,309	274,673	206,989	41,970	30,219	82.2	60.9
	相互銀行	3,334	2,390	1,835	789	44,518	36,649	2,153	1,466	8.4	6.7
	小 計	95,199	85,972	99,772	55,098	319,191	243,638	44,123	31,685	90.6	67.6
	外国銀行	3,932	1,920	14,563	60	19,947	8,669	19,120	1,311	10.3	1.9
	合 計	99,131	87,892	114,335	55,158	339,138	252,307	63,243	32,996	100.0	69.6

別表2

単位千ドル

1968年 (1~12月)		輸 出	輸 入	貿易外受	貿易外払	
琉 沖 中 南	銀 日	62,066	136,707	36,970	26,794	
	銀 本	16,133	66,585	3,588	8,910	
小	計	1,742	18,796	780	1,738	
	銀 他	1,591	17,649	186	217	
琉 沖 中 南	銀 日	7,365	46,917	9,098	9,304	
	銀 他	2,221	24,120	432	1,255	
小	計	491	4,576	57	958	
	銀 他	25	4,291	1,018	63	
小	計	1,0102	79,904	10,605	11,580	取扱割合千円 57.1
	銀 合	69,431	183,624	46,068	36,098	(65.4)
琉 沖 中 南	銀 日	18,354	90,705	4,020	10,165	(24.0)
	銀 本	2,233	23,372	837	2,696	(5.7)
小	計	1,616	21,940	1,204	280	(4.9)
	銀 他					
総 計		91,634	319,641	52,129	49,239	(100.0)
1969年(1~11月)						
琉 沖 中 南	銀 日	63,301	139,078	24,622	29,221	
	銀 本	20,281	67,911	11,847	9,998	
小	計	1,867	18,872	580	1,247	
	銀 他	523	17,777	209	219	
琉 沖 中 南	銀 日	6,237	43,240	43,591	10,309	
	銀 他	2,046	24,444	37	1,442	
小	計	941	3,851	80	481	
	銀 他	3	4,018	966	206	
小	計	9,227	75,553	44,674	12,438	取扱割合千円 57.1
	銀 合	69,538	182,318	86,053	30,530	(66.0)
琉 沖 中 南	銀 日	22,327	92,355	11,884	11,440	(24.7)
	銀 本	2,808	22,723	660	1,728	(5.0)
小	計	526	21,795	1,175	425	(4.3)
	銀 他					
総 計		95,199	319,191	99,772	44,123	(100.0)